

平成24年2月定例千葉県議会における主な質疑の概要

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
4市1組合との協議の状況について	
(1) 県が提案した手賀沼終末処理場での一時保管について、4市1組合との協議状況はどうか。 (2) 今後、県としてどのように対応していくのか。 (24年2月23日、自民党代表質問) ＜質問者：阿部 紘一議員＞	昨年8月に、4市1組合から焼却灰の一時保管場所の確保についての緊急要望があり、広域自治体としての県の責務を果たすため、10月に、県有地である手賀沼流域下水道終末処理場を候補地として提案しました。 11月から12月にかけて、同処理場の地元である我孫子市長及び印西市長から協議書が提出され、県と2市の間で合計5回にわたり、国有林の活用、同処理場の選定理由及び他の県有地の検討などについて協議を行いました。 その後、12月から今年の1月にかけて、関係5市の副市長による協議が3回行われましたが進展が見られないことから、副市長会議からの要望も受けて、2月6日に、県が呼びかけて<u>5市の市長会議</u>を行ったところです。 2月6日に開催した5市長会議において、一時保管に対する不安を払しょくしていただくため、地元住民や市議会に対する説明会の実施について提案しました。 現在、我孫子市及び印西市をはじめ関係者と調整しているところです。 各市における焼却灰の保管状況が切迫していることから、関係5市と協議を重ね、早急に一時保管が行えるよう努めてまいります。 ＜答弁者：坂本 森男副知事＞
問. 手賀沼終末処理場を一時保管場所とする方針が示されたが、この場所が選定された経緯はどのようなものか。 (24年2月23日、民主党代表質問) ＜質問者：横堀 喜一郎議員＞	昨年8月に、4市1組合から焼却灰の一時保管場所の確保についての緊急要望があり、広域自治体としての県の責務を果たすため、10月に、県有地である手賀沼流域下水道終末処理場を候補地として提案しました。 候補地の選定にあたっては、まず、焼却灰を運搬する距離や、搬入する市の職員による管理・監督のしやすさ等の観点から、焼却灰が発生する市町村等の近隣の地域内であること、を最優先し、二つ目として、焼却灰の発生量を勘案し、一定の面積が確保できること、そして、県が総括的な管理責任を果たすことができる場所であること、を重視しました。 これらの条件を満たす場所として、要望のあった4市1組合の地域内にある同終末処理場を候補地としたものです。 ＜答弁者：坂本 森男副知事＞

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
問. スピード感を持った対応とともに、受け入れ自治体の地元県民の感情にも十分配慮し、ていねいな説明を尽くしていただきたい。 (24 年 3 月 6 日、自民党・予算委員会) <質問者：瀧田 敏幸議員>	この件につきましては、焼却灰が日々増加しているという緩慢に進行する、危機が迫っているという状況と理解しています。県の危機管理能力が試されているという認識ももっています。時間が解決してくれるわけではありませんので、スピード感をもった対応等を行う必要がありますが、それとともに、受け入れ自治体の地元県民の感情にも十分配慮し、ていねいな説明をしていきたいと考えています。 <答弁者：坂本 森男副知事>
一時保管計画の概要について	
問. 県が提案した放射性物質に汚染されたごみ焼却灰の一時保管場所について、安全確保をどのようにしていくのか。 (24 年 2 月 27 日、みんなの党代表質問) <質問者：佐藤 浩議員>	1 キログラムあたり 8 千ベクレルを超える放射性セシウムを含む焼却灰は、放射性物質環境汚染対処特別措置法の保管基準に従い、指定廃棄物として、放射性物質による保管場所周辺への環境影響を防止するための適切な措置を講じて保管することとしています。 主な措置としては、まず、放射性物質が身体内にとりこまれるという、体内被曝を防止することです。一時保管場所の周囲に囲いを設け、関係者以外の立ち入りを防止し、また、焼却灰を耐久性の高いフレキシブルコンテナやドラム缶に封入した上で、堅固なテントを設置し、その中で保管することとし、飛散流出の防止を図ります。 もう一つは、放射性物質が発する放射線の空間に対する影響です。これは、一時保管場所と周辺住居との間には、十分な距離が確保されているので、放射線による影響はないものと考えていますが、保管施設内や敷地境界等で定期的な空間放射線量のモニタリングを行い、その結果を情報公開していきたいと考えております。 <答弁者：坂本 森男副知事>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
問. 候補地における保管対象、保管量の想定はどうか。また、どのような飛散・流出防止対策を講じようとしているのか。	保管対象は、原則として、利用開始日以降発生する8, 000ベクレルを超える焼却灰を保管することとしています。 保管量は、一時保管を継続している松戸市、柏市及び流山市の発生量の約1年分を想定しています。 飛散、流出防止対策としては、焼却灰を耐久性の高いフレキシブルコンテナやドラム缶に封入した上で、堅固なテントを設置し、その中で保管することとしています。
問. 放射性物質環境汚染対処特別措置法に基づく国の責任による処理が具体化されていない現状においては、「平成26年度末までの一時保管として始まって、後々固定化されてしまうのではないか」との懸念もあるがどうか。	県としては、一時保管の固定化は考えておりませんので、「放射性物質環境汚染対処特別措置法」の趣旨に基づき、国が早期に最終的な処理を行うよう強く働きかけてまいります。
問. 候補地から周辺住宅までの距離はどれ位か。また、その距離で放射線防護対策上、安全が確保できるのか。	保管場所の候補地の境界から、もっとも近い住居までは、約100メートルの距離があります。 この距離は、これまで国が示した安全確保の距離に関する資料と比較すると、十分なものであり、放射線の影響はないものと考えています。 また、安全確保の措置が適切に講じられるかを確認するため、保管施設内や敷地境界等で空間放射線量のモニタリングを行い、その結果を情報公開していきたいと考えています。
(24年3月6日、自民党・予算委員会) ＜質問者：瀧田 敏幸議員＞	＜答弁者：石井 正巳資源循環推進課長＞

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
放射能について	
問. 放射性セシウムは何が危険なのか。	セシウム自体は有害物質ではありませんが、「放射性セシウム」の危険性は、そこから放射線が出てくるということです。 放射線には、「アルファ線」、「ベータ線」や「ガンマ線」などの種類がありますが、「放射性セシウム」は「ガンマ線」を出します。 「ガンマ線」はレントゲン写真の「エックス線」と似た性質があり、人の体を通過します。その際に細胞に影響を与えます。 その通過する量が少量であれば、細胞に免疫力があるので健康に影響はありませんが、一定の数値を超えると、発がん性のリスクが高くなるなどの危険性が生じます。 「ガンマ線」は、一つとして遮蔽物の存在、二つとして十分な距離を確保すれば、その影響がないようにすることが可能です。 そのため、放射性物質を身体から遠ざけることが必要ですが、一つとして、放射性物質を人体内に取り込まないようにする、すなわち、摂取しないようにする「内部被ばく対策」、二つとして、放射性物質を除去し、隔離して十分な距離及び遮蔽対策を講じる、すなわち「外部被ばく対策」の2つが重要と考えています。
問. なぜごみ焼却灰から高い放射線量が検出されるのか。	ごみ焼却灰から高い放射線量が検出されるのは、家庭などから出たごみに加えて、放射性物質が付着した庭木などをせん定した時の枝・葉などの屋外から生じたごみが、清掃工場で焼却され焼却灰になると、容積は10分の1以下となり、この灰の中に放射性物質が濃縮されることが原因の一つと考えております。 さらに、性能のよい焼却炉では、ごみの容積は30分の1程度となるため、放射性物質が数十倍に濃縮されるといわれており、こうしたことから、ごみ焼却灰の放射能濃度が高くなると考えられます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
問. 放射性セシウムは水に溶けて流れないのか。	土壌に吸着された「放射性セシウム」は、雨水が流れ出る過程で、公共用水域へ濁り水として流出することが懸念されます。 一方、高濃度の「放射性セシウム」が検出されている下水道汚泥、上水道汚泥などは、土に吸着し、溶け出しにくいとされていますが、雨水とともに泥水となって流出することがないよう、保管する必要があります。 このように、そもそも水溶性である「放射性セシウム」は、土壌成分に吸着されますので、水に溶けるのではなく、泥水として、土壌成分と一緒に動くことになります。
問. 放射性セシウムの保管にあたり気をつけることは何か。	放射線の影響を抑制するためには、「内部被ばく対策」と「外部被ばく対策」の両方を講じる必要があります。 そのために、放射性物質を土で覆うことなどにより、放射線を遮へいすること、放射性物質から距離を離し、放射線を減衰させること、が有効です。 また、生活空間に戻らないようにするため、風や雨により流出しないよう保管することが大事です。
問. どうやったら放射性セシウムから県民を守れるのか。	「放射性セシウム」は、封じ込めて管理すれば、放射線による人体への影響を、自然界の放射線と同じレベルに近づけることが可能です。 「放射性物質環境汚染対処特別措置法」では、放射性廃棄物を濃度により、8,000ベクレル以下、8,000ベクレルを超え10万ベクレル以下、10万ベクレル超えの3ランクに分けていますが、8,000ベクレルを超えたものは、まだ対処方法が用意されていません。 今後、安全に対処できるまでの間、しっかり管理できる場所に、一つとして、土などで覆って放射線を弱めること、二つとして、地下水や雨水に触れないようにすること、三点目として、保管場所の境界まで一定の距離を離すことにより、放射線の影響を軽減すること、により、保管する必要があります。 また、放射線は目に見えませんが、放射線を測定機器によりモニタリングし、その結果を県民に公表することにより、県民の安全安心を確保する必要があります。
(24年3月7日、自民党・予算委員会) <質問者：岡村 泰明議員>	<答弁者：北田 博雄環境対策監>